

平成 23 年

新 城 市 教 育 委 員 会

4 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成23年4月新城市教育委員会定例会会議録

**1 日 時** 4月28日(木) 午後2時30分から午後4時15分まで

**2 場 所** 新城市市民体育館 第2会議室

### **3 出席委員**

川口保子委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員  
篠津順子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

### **4 説明のため出席した職員**

夏目道弘教育部長  
村田道博教育総務課長  
小西祥二学校教育課長  
小石清人生涯学習課長  
請井浩二文化課長  
山内祥二文化課参事  
夏目昌宏スポーツ課長

### **5 書 記**

小澤正伸教育総務課副課長

### **6 議事日程**

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案の審議

第9号議案 新城市体育指導委員の解職について

日程第4 協議・報告事項

(1) 新城市議会平成23年4月臨時会の概要について

(2) 新城市公民館分館長の委嘱について

(3) 平成23年度各課の主なスケジュール、事務分掌及び主な事業について

(4) 5月21日開催「中津城たにし祭」長篠の戦い特別展への展示物貸与について

(5) その他

日程第5 そ の 他

## 委員長

平成23年4月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

### 日程第1 前回会議録の承認

## 委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので3月の定例会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

### 日程第2 教育長報告

## 委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

## 教育長

東日本大震災と福島原発事故は、いまだに出口が見えない状況のなかで、懸命の復興活動が行われています。新城市からも被災地支援に南三陸町に職員が派遣されていますが、昨日の職員からの報告では、南三陸町復興市実行委員会と名づけて地元の方々が活動してみえるそうです。「復興」の「復」を、「幸福」の「福」の漢字を当て「福興」としていることに、被災にめげず「福」を興すんだという、地元の方々の強い意思を受け止めることができます。

とはいえ、岩手・宮城・福島の3県で、死者行方不明の児童生徒数が536名とか、両親を亡くした児童生徒数が130名、原発被害で子供が運動場で遊べないといった情報を知るにつけ、胸が痛み、心が沈みます。しかし、地元被災地の方々が「示す偏」の「福興」をめざして尽力してみえるわけですので、私たちは、一層の元気を奮い起こして「福興」に立ち向かう必要があると思います。

なお、大震災関係で新城市に転入した児童生徒は、現在のところいません。また、19日に予定されておりました「全国学力調査」は、延期となっております。

それから、大震災との関係では、市内6中学校の修学旅行先がすべて関東地方でしたが、余震の状況などを注視しながら、それぞれの学校で慎重に検討しております。現段階では新城中と千郷中が関東から他地域へ、行き先を大きく変更することを決定しております。

さて、平成23年度は、小学校では、新指導要領の実施にともなって教育課程が編成されていますが、市内20小学校とも、着実なスタートをきっています。ホームページなどの情報を見ても、「学区の三宝妈めぐり」など地域に根ざした活動を軸に展開しています。

また、6中学校においても、この23日24日に「春季体育大会」が開催されましたが、生徒たちは、はつらつとした動きを見せていました。新設なった八名中学校体育館でも卓球の試合が行われましたが、明るく広い会場は大好評でした。

こうしたなかで、「教育長メモNo.53」にあるように、23年度の目標である「共育」の活動を、子供を基軸に、どれだけ展開できるかが、大きな課題です。それは、「教育長メモNo.54」で示したように、市内小学生の激減の事実、すなわち、5年前の新市発足の平成17年に3,100人の児童が、5年後の平成22年は2,700人、さらに、現在推計可能な平成28年には推定2,200人という現実です。

この厳しい少子化の現実を前に、学校・家庭・地域が力を合わせて「共育」で子供の教育にかかわり、よりよい教育環境を実現させることは、喫緊の課題です。

新城版「こども園」も、「小学校の再配置」も、「放課後子ども教室」や「児童クラブ」も、各種団体で行っている子供にかかわるスポーツ・文化の諸行事も、こうした現実を踏まえて、そのあり方を総合的に検討することが必要です。

また、4月の行事メモにありますように、教職員の人事異動にともない、各学校組織も一新されました。校長、教頭主幹教諭、教務校務、養護教諭、栄養教諭栄養職員、事務職員などの「職務研修会」を実施しました。教職員一人一人が、それぞれの立場・職責で、その力を存分に発揮されますことを期待しています。また、文化、スポーツ、生涯学習の社会教育分野においても、各組織、各種団体におきまして、年度初めの総会が開催され、23年度の活動がスタートしました。

一方、4月臨時市議会が開催され、主に、庁舎建設にかかわる質疑が行われ、一般会計補正予算が成立しました。建設場所は「市民体育館を含む現庁舎ゾーン」で、基本計画・基本設計に着手するために必要な予算、3,526千円が措置されることになりました。

この他の情報といたしまして、山吉田地区新設小学校の「校名」につきましては、いずれ教育委員会議で「地元案」に基づいて協議していただくこととなりますので、ご承知おきください。

また、耐震補強工事につきましては、新城小学校の屋内運動場が未着工であるわけですが、市役所近隣の施設でもありますので、庁舎建設にともない市民体育館の動向を見ながら進めてまいります。

さらに、うれしい情報ですが、地元作家緋野晴子氏が「明日香と沙羅の夏」という長編小説を上梓しました。私もゲラ刷りの段階で読ませていただきましたが、ぜひ多くの方々に読んでいただきたい力作です。推薦の思いを文章にしましたので、目を通してみてください。もう一つ、児童文学作家、「桃花片」の岡野薫子氏が30日に来新され、市内国語教師と懇談の会をもちます。12日には、氏の執筆原稿や書籍など関係資料を、新城市に搬入します。さらにもう一つ、平成21年度の県内公立図書館集計が出まして、一人当たりの貸し出し冊数3.45冊で最下位を脱出しました。平成2

2年度は、さらに伸びていますので、向上が期待されます。

#### **委員長**

ありがとうございました。何か質問ご意見がありましたらお願いします。

#### **委員**

新城市として、震災の被災者の受入れ体制はどのような状況ですか。

#### **教育部長**

新城市としては、可能な限り受入れをしていく方針の下で動いております。市の施設で何世帯くらい受入れる事ができるのか調査しておりまして、受入れ体制を整えております。実績としては、1世帯、福島市から来ています。子どもについても、受入れに対しては柔軟な姿勢で臨んでいくという事で、3件問合せを受けましたが、実際に転入に至ったケースはありません。

市内の企業においても、30人ほど被災者の緊急雇用ができる体制です。

#### **委員**

現状、新城市がそういう受入体制を取っている事を、どういうルートで被災者の方が知る事ができますか。

#### **教育部長**

県の市長会を通じて、被災地の自治体に知らせていく体制をとっています。

#### **教育長**

被災地支援対策本部として、情報収集発信をしております。

#### **委員**

山吉田地区の新設小学校の名前について、地元からの意見で具体的な名前は出ているのですか。

#### **教育部長**

地元建設準備会という組織がありまして、こんな名称を考えてみましたという事で文書はいただきました。まだ、教育委員会としては、お預かりしましたという状況で、公表できる段階ではございません。もう少し経ちましたら、委員さんにお示しいたしまして、ご協議をしていただく事になりますのでよろしくをお願いします。

#### **委員長**

他にございませんか。

それでは、無いようですので日程第3に移ります。

### 日程第3 議案の審議

#### 第9号議案 新城市体育指導委員の解職について

#### **委員長**

日程第3議案の審議に入ります。第9号議案 新城市体育指導委員の解職について説明をお願いします。

## **スポーツ課長**

新城市体育指導委員に関する規則第4条第2項の規定に基づき、願いにより解職するものです。氏名が三宅広彰さん、選出地区が作手地区の開成学区、解職の日が平成23年4月30日です。

4月14日に、一身上の都合により4月30日を以て辞職したいという事で、辞職願が出ており体育指導委員の活動・会議に出る事ができないという事でございます。この方につきましては、平成22年4月1日から2年間お願いしていたところですが、解職願いが提出されましたので今回ご審議いただくものです。

## **委員長**

ありがとうございました。それでは、この問題につきましてご意見ご質問がありましたらお願いします。

## **委員**

体育指導委員の補充は、この後あるという事ですか。

## **スポーツ課長**

規則の中では、定数が40名以内と定められていまして、現状、三宅さんを含めて32名となっています。

三宅さんが辞めても、規則上40名以内という事でありますので、規則に触れる事はありません。後任の方については、現在、作手地区であたってもらっています。なってもらえる方がありましたら、教育委員会議に諮りますのでよろしくお願いします。なお、任期につきましては、三宅さんの残任期間となります。

## **委員長**

ありがとうございました。それでは、他に質問も無いようですので、採決をとります。第9号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員挙手です。ありがとうございました。それではよろしくお願いします。

## **日程第4 協議・報告事項**

### **(1) 新城市議会平成23年4月臨時会の概要について**

## **委員長**

それでは、日程第4協議・報告事項にはいります。(1) 新城市議会平成23年4月臨時会の概要について説明をお願いします。

## **教育部長**

新年度が始まってすぐの臨時会は異例の事です。メインの議案は庁舎建設の関連経費の補正の計上です。会期は、4月18日から22日までの5日間でした。付議案件が4件ありまして、報告案件は、専決事項の報告で、和解及び損害賠償の額の決定で職員の起こした交通事故にともなう損害賠償の額の決定の報告が1件。2件目は、新城市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものの承認を求めたものです。内容

は保険税の賦課限度額の引き上げをするものでした。3件目は、平成22年度の一般会計の補正予算を専決処分しましたので、承認を求めたものです。補正予算は、東日本大震災の影響で年度内に事業完了を予定していた事業が震災の影響で年度の内完了ができなくなった契約案件があり、当該予算を23年度に繰越をしたものです。この中に、教育委員会関連の経費がありまして、鳳来中部小学校と鳳来中学校の給食室のガス給湯機を老朽化により更新する予定でしたが、東北に給湯機が流れてしまって3月31日までに入らないという事態が発生しましたので、23年度に繰越をして事業を遂行します。4件目は、平成23年度の一般会計予算の第2号補正予算をあげております。これが、庁舎建設に係る基本計画と基本設計に着手するための必要予算の計上です。本年度の補正予算の額は、352万6千円ですが、基本計画と基本設計は23年度と24年度2カ年かけて行う継続事業を予定しております。一括で契約するので総額は3,210万5千円になります。

それぞれの議案に対して、質疑の通告がありました。本会議で2名、委員会の質疑で3名ありました。交通事故の関係では、事故の起こる要因と再発防止策について質疑がありました。原因は脇見運転による追突事故、今後においては、交通安全研修等を行い職員一人ひとりの自覚を強めていくと総務部長が答弁しました。

国保税の条例改正に関しては、限度額の引き上げの影響はどのようになるのか質疑がありました。影響があるのは、所得が650万円以上の世帯で、国保の被保険者の5%くらいで、中・低所得者に対する負担増はありません。今後、どのくらいまで引き上げるのかという質疑も合せてありました。厚生労働省の考え方が93万円を設定しているので、新城市としてもそれに向けて段階的に引き上げていくといく答弁をしております。

庁舎建設の補正予算に関しては、予算・決算委員会で3名から質疑がありました。新庁舎の基本構想市民会議を立ち上げていく予定をしていますが、それとの連携について、設計委託業者が市民会議へアドバイザーとして参加する事になっていますが、設計業者の意見に引っ張られてしまわないかという質疑がありました。

この事業は、主体は市民会議であり、設計業者は専門的な見地からの助言とか技術的な資料の提示によって、市民会議の議論が実効的・効率的に行われる事を期待しているものであると答弁されました。

庁舎建設にあたっての、基本理念・基本構想はどのようなものかという質疑に関しては、市としては、あくまでも総合計画に謳っている将来像を実現するための4つの基本戦略を庁舎建設に反映をしていく、基本構想については、基本理念を具体化するための個々の細かな課題についての考え方を整理して行くように考えている。

新庁舎には、防災拠点としての機能が欠かせないが、市民体育館を含む現ゾーンで充分その機能が果たせられるか、もし、そうでなければ、建設位置そのものの変更も有りうるのではないかとの追加の質疑がありました。これに対しては、現段階では、

敷地の具体的な範囲は決まっておりませんので、これからの検討になるという答弁がありました。

今の庁舎の周りには木造建築が多いので、火災の場合にはどうなのか、そういった想定外を無くすべきではないかという質疑に対しては、今後、そういった観点も含めて考えていくという答弁がありました。

設計業者の選定にあたっては、市はプロポーザル方式をとって業者選定をする事を考えているので、プロポーザル方式による設計業者の選定の意義とこの時期に決める理由はどうかという質疑に対しては、庁舎建設におきましては、設計条件の複雑性・多様性が充分考えられる事から高度な技術や類似施設の設計実績に加えてこの地域の理解度と、一緒になってもらもろの条件整備に取り組む協調性を評価する必要性があるため、プロポーザル方式を採用していきたい。

この時期に選定する必要性の理由としては、庁舎建設は、合併特例債を財源に建設していきたい。合併特例債を発行できる期限が平成27年度なので、それまでに完成させたいので、そこから逆算していくとなるべく早くやりたい。実際には遅いくらいで非常にタイトなスケジュールになりますが、この時期に提案をしたとの答弁がありました。

プロポーザル方式では、色々なプレゼンテーションをしてもらい。評価委員がヒアリングを行い業者の選定をします。その評価委員の選定基準はどのようなものかという質疑もありました。庁舎建設は、大きなプロジェクトであるため、市の職員はもちろん、その他客観性・専門性の観点から建築・まちづくりを専門とする学識経験者を2名加えた編成とする考えをもっているという答弁がありました。

今後、市民会議において、基本理念・基本構想が検討され、その結果によっては、基本設計の金額に変更はありうるのかという質問に対して、今回の予算積算は、市民体育館を含む現ゾーンの敷地に建てるという事と、約9,000㎡の一体型の庁舎を建てる事を前提としていますので、前提を変更していくのであれば、金額の変更は有りうるという答弁がありました。

補正予算全般に渡り、東日本大震災の本市への影響と庁舎建設計画への影響はどう考えているのかという質疑に対しては、地域経済の動向と国の財政対策により検討する必要があると認識をしており、何らかの影響が出て来ると思っているが、現段階では、現行の財政推計を修正する材料が乏しい状況にあるため、今後の状況をみて見直しをしていくと答弁がありました。また、庁舎建設についての影響につきましては、合併特例債と自己資金を財源として建設を考えていますので、特例債の調達に影響が無ければ問題はなく、現状では大きな影響はないとの答弁がありました。

地域住民の生活圏を守り侵さない慎重な対応についてどのように考えているかという質疑に対しては、具体的な敷地範囲を決定した訳ではないので、今後関係者に充分説明をして、合意を得ながら用地確定をしていきたいと、その場合においても地権

者・居住者の権利を侵害する事なく、合意と納得の中で進める方針で対応をしていくと答弁がありました。

市民会議に地権者を加えるのかという質疑に対しては、公募市民の1人として委員に加えていく方向で考えていると答弁がありました。

設計者と市民、議会の参画をどう進めるのかという質疑に対しては、基本構想市民会議における色々な段階で意見を聴くなど参画機会を考えていると答弁がありました。

基本理念や基本方針の検討が最も重要であるがどのように臨むのかという質疑に対して、基本構想市民会議を設置して意見集約をして、検討の段階では議会への情報提供をしていくという答弁がありました。

基本構想、基本計画の決定によって用地交渉に進む際の、市民・議会への対応はどのように考えているのかという質疑に対しては、関係者の合意と納得を前提に概ねの区域が設定できた段階で、市民・議会へ充分説明をするという答弁がありました。その答弁に対し、確定する前にも報告してもらいたいとの追加の質疑があり、区域設定後に行いますとの答弁がありました。

市議会又は総合政策特別委員会に対する構想の承認手続きを考えているかとの質疑に対しては、市民会議からの答申がありしだい、その内容を議会に報告をし、意見をうかがいながら年内を目途に基本構想を決定するとの答弁がありました。3月29日に庁舎建設位置が発表されたが、決まってしまうからの報告では、市の考え方を押しつけているようになってしまう、その前の段階で議会での議論・承認が必要であり、そうでなければ議会軽視になるのではないかという質疑がありました。これに対し市長が、庁舎建設位置の決定発表に関する議会への報告につきましては、決して議회를軽視したものではなく、この決定は庁舎建設の答申を踏まえて総合的な判断をしたものであり、議会に対しても特別委員会を設置してもらい議論してもらっていた経緯がある。基本構想を議会の承認事項にするべきではないかという論点に対しては、現状では必要ないと思っているが、今後議会からの申し出があれば、考えていくと答弁しました。

このような質疑がありましたが、付議された案件4件は、討論もなく全会一致で承認・可決されました。臨時議会の報告は以上です。

もう1点、東北被災地への職員派遣につきましては、二つのルートで職員派遣をしております。一つは、県の市長会を通じて派遣をするもので5月6日から1週間、仙台市へ1名派遣し罹災証明書の発行業務を行います。もう一つは、東三河の8市町村で派遣をするもので、南三陸町に4月18日から行っています。全体では13班、期間として3カ月程度派遣をします。

## **委員長**

ありがとうございました。何かご質問ご意見がありましたらお願いします。

## **委員**

合併特例債は、負担額とかお金の流れはどうなっていますか。

### **教育部長**

合併特例債は、合併後10年間発行ができる起債です。充当率が95%で、その内70%が交付税算入されるものですが、庁舎建設の場合、人口規模等、国の基準がありそれに基づいて発行が許可されます。現実には、この基準の面積では小さすぎるため、枠外の部分が多くなりその部分は自己資金が多くなるため、庁舎建設基金を備えています。

### **委員長**

東北の被災地に行かれる方は、どのような方が行かれるのですか。

### **教育部長**

市では、職員から募集をして基本的には応募をした職員を優先的に派遣します。

## 日程第4 協議・報告事項

### (2) 新城市公民館分館長の委嘱について

### **委員長**

日程第4 協議・報告事項(2) 新城市公民館分館長の委嘱について説明をお願いします。

### **生涯学習課長**

公民館分館長の委嘱につきましては、3月の教育委員会会議に上程しておりますが、まだ3月の時点では、新しい分館長さんが決まってないところがあり、その後、報告がありまして別紙名簿のとおりまとまりました。

なお、分館長の全体会を4月13日に開催し、その際委嘱辞令の交付を行っておりますのでよろしくお願いします。

### **委員長**

ありがとうございました。76名の方がいるわけですが、何かご意見ご質問がありましたらよろしくお願いします。

無いようですのでよろしくお願いします。

## 日程第4 協議・報告事項

### (3) 平成23年度各課の主なスケジュール、事務分掌及び主な事業について

### **委員長**

日程第4 協議・報告事項(3) 平成23年度各課の主なスケジュール、事務分掌及び主な事業について説明をお願いします。

### **教育総務課長**

資料「平成23年度教育委員会各課主要行事予定」については、説明を省略。

資料「平成23年度教育委員出席会議」について、資料に基づき説明。

事務分掌については、資料により説明。

主な事業については、昨年に引き続き「小学校の再配置」、小中学校へのAEDの配置、新城地区の小中学校の保健室に空調設備未設置校の設置、校舎耐震補強等事業で新城小学校の屋内運動場改築工事実施設計と東郷中学校の校舎耐震補強工事、山吉田地区新設小学校建設事業、八名中学校屋内運動場解体事業です。

### **学校教育課長**

事務分掌については、資料により説明。

主な事業について、今年新たに加わったものは有りませんが、ハートフルスタッフ活用事業、緊急雇用創出事業で図書館の関係、学習支援員を雇用し配置していきます。

学校生活適応指導教室については、あすなる教室ですが昨年に引き続き常時開催し、不登校につきましては、中学校が減らないので、嘱託の職員を活用していきます。学校教育研究委嘱校事業は、県の委嘱を受けて市で進めるものです。本年度は「ことばの活性化推進事業」があり、学習指導要領において「言語活動」が一つのキーワードになっており、「言語活動」をどのように取り入れていくかという事を新城市が受けませんが、東陽小学校を拠点校として、市内に広げていきます。もう一つは、「ものづくりの推進事業」がありまして、庭野小学校を会場として実施します。

### **生涯学習課長**

事務分掌については、資料により説明。

主な事業については、地域活性化交付金を活用し普段では購入が十分できない新城図書館の参考図書等を購入します。図書館所蔵和装本の目録のデータ化を行い検索作業の迅速化を図ります。まちなか博物館のPRと活用を進めます。公民館の地元への譲渡について、地区との話し合いを進めます。図書館まつりの充実を図るため、ボランティアによる実行委員会を発足し実施します。

### **文化課長**

事務分掌については、資料により説明。

主な事業の内容については、近く開催されるものを中心に紹介します。新城市文化事業の中の、5月15日に開催される、第33回作手古城まつり。6月11日に開催される、つくでの森の音楽祭。7月30日・9月3日・10月1日に開催予定の市民文化講座開設事業。設楽原歴史資料館管理・運営事業の中で、4月27日～9月5日まで開催の岩瀬忠震没後150周年記念展。長篠城址史跡保存館管理事業の中で春の特別展。鳳来寺山自然科学博物館管理・運営事業の中で春の特別展を開催します。

### **スポーツ課長**

事務分掌については、資料により説明。

市民スポーツ振興事業においては、夏休み期間中を利用して少年スポーツ教室・水泳教室を開催します。DOS地域再生事業においては、ツール・ド・新城、10月に新城ラリー、3月に新城トレイルレースを開催します。スポーツ団体支援事業では、

つくしんぼうスポレク祭、市民歩こう大会、こどもすぽ一つくらぶの支援を行います。  
また、第36回新城マラソン大会を開催します。学校体育施設管理事業においては、  
桜漕いこいのプールの休止の継続にともないまして、今年度も、子ども市民プールの  
開設を八名小学校のプールで行います。

### 委員長

ありがとうございました。何か質問ご意見がありましたらお願いします。

#### 日程第4 協議・報告事項

- (4) 5月21日開催「中津城たにし祭」長篠の戦い特別展への展示物貸与について

### 委員長

日程第4 協議・報告事項 (4) 5月21日開催「中津城たにし祭」長篠の戦い  
特別展への展示物貸与について説明をお願いします。

### 文化課参事

「たにし祭り」は奥平家に伝わっている奇祭です。5月21日は設楽原の決戦で織  
田・徳川の連合軍が勝利した日です。この日を奥平家は戦勝記念日と称しています。  
長篠城籠城戦において食糧が尽きて、堀の「たにし」とか山菜を食べて飢えを凌いで、  
今の奥平家があるという事で江戸時代初期から「たにし際」を行っていました。

奥平家においてお城の維持管理ができなくなり、一般に売却することになり、5,000  
万円で、今回、お祭りを主催する株式会社千雅が買い取りました。この会社は、宮崎  
県の延岡市に本社がありまして、日本全国に、老人ホーム等福祉関係の施設を運営し  
ている会社です。今回、東北地方太平洋沖地震復興支援チャリティーイベントとして、  
「たにし際」を行うものです。今回、史跡保存館の「血染めの陣太鼓」を含めた6点、  
資料館の火縄銃を6点と鉄砲小道具6点を借りて、5月21日の1日だけ、中津の市  
民の方にみてもらいたいとの企画を立て、4月の中旬に私どものほうへ話がありまし  
た。展示準備の際の運送方法ですが、業者委託であるので良いと考えます。保険の関  
係は、運送中、展示の間、資料の評価額で掛けます。急な話ですが、報告とします。

### 委員長

ありがとうございます。何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

質問も無いようですので、よろしくをお願いします。

#### 日程第4 協議・報告事項

- (5) その他

### 委員長

新城版こども園についてお願いします。

### 委員

前回までに、基本構想が出されまして、今後は、基本計画及び財政試算、制度設計の段階に入っていきます。今回は、5月19日に検討会が行われます。色々なワーキンググループが別れてきて、委員のメンバーの方には、ワーキンググループに対する意見・要望を提示していただきたいということを検討委員会からいただいております。この場で意見・要望がありましたらお聞きして委員会に反映したいのでよろしくお願いします。

## **委員長**

学校給食費の滞納について、現状について話をきかせてもらいたいのですが。

## **教育部長**

全国的にも増えてきて、その対応に苦慮しています。本市におきましても、毎年、各年度末の状況を調査しており、平成21年度あたりから増えております。市内の21年度末時点では、小学校は4校で45万8千円余、中学校は4校で122万3千円余です。

滞納の原因は、経済的な理由だけではなくて、お金があるはずなのに払っていただけない家庭もあると聞いております。経済的な理由に対しては就学援助の制度で対応しております。

給食費の法的な根拠は、あいまいで対応が難しくなっています。学校給食の制度は、学校給食法に根拠があります。施設、作る人の人件費は設置者が負担し、それ以外の経費の材料費は、保護者の負担とします。

債務者は、保護者ですが、債権者がどこか、明確な規定がありません。新城市は、自校調理方式をとっていますので、材料も各学校で調達しています。当然、価格も各学校まちまちとなり給食単価も変わってきます。

給食費は、各学校で保護者から徴収しています。

国の解釈は、自治体の収入として取り扱う必要はないという事で、給食費を新城市は徴収しておりません。

設置者としての責務として、学校と一緒に滞納整理をやっていかなければいけないのかと思っております。

こども手当が昨年から、支給されるようになりました。今年度から、本年度分の給食費の天引きができるようになると思っております。

## **委員**

そういう事をきちんと解決しないと、それが許されると連鎖反応が出て来ると非常に怖いと思います。新城市は新城市で解決しながらも、色々なところでそういう事を発信して、法的に整備をしてもらわないといけないと思います。

## **委員**

新城市の場合は、学級担任がしているのですか・

## **学校教育課長**

教頭あるいは主幹が多くは対応しております。

#### **委員長**

ありがとうございました。

日程第5 その他

#### **委員長**

日程第5その他で何かありましたらお願いします。

#### **委員**

給食を作る給食室でクーラーの話があったと思うのですが、今現在、給食室にクーラーは付いていませんか。

#### **教育部長**

現状では市内の学校で、エアコン・空調設備が付いている調理室はありません。

#### **委員**

夏、長時間に渡り調理を行うのは尋常ではないので、衛生面の事も有るでしょうが、事故がないのがおかしいくらいではないかと思うのですが。

#### **教育部長**

扇風機で凌いでいるのが現状です。もともと調理をする所ですので火を扱い、室内温度・湿度ともに上がるのはどうしようもない話で、今は、火を使わない調理器具が出ていますが、非常に高いので整備が進まない。食中毒の防止の観点もありますので条件整備を考えているのですが、具体的な計画までは至っていません。

#### **委員**

働く環境としては、誠に劣悪です。給食調理員の採用状況についてですが、成る人がいなくて困るといような事はありませんか。

#### **教育部長**

勤務環境が劣悪で、止められていく方は、私が教育委員会に来てからは聞いた事はありません。現状の人員体制が必ずしも完璧とは言えない部分もあるので、もう少し調理員さんを増やしていけたらと思います。この年度末で採用を行いました。どこにも成り手が無くてどうにも困るという状況ではありません。

#### **委員**

調理室のエアコンは、かなり大型でないと効果がないので、休憩室は必ず付けなければいけないと思います。

#### **委員長**

ありがとうございました。他にありませんか。

長い時間ありがとうございました。次回の定例会は、予定では5月25日水曜日午後1時30分からとなっていますが、次回の研修会は無しとし、午後3時から定例会を開催しますのでよろしくをお願いします。

以上で4月の定例教育委員会議を終了いたします。



委員長

委員

委員

委員

委員

教育長

書記